

関係各位

「さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表
(令和4年10月31日現在)」に係る暫定措置について

「さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表(令和4年10月31日現在)」における「土木工事設計単価表(令和4年10月1日)」の適用について、「土木工事設計単価表 第1編 実施単価表:第2章 貨物運賃、賃料及び損料等:第4節 建設機械の損耗費及び補修費:タイヤ損耗費」の暫定措置について、下記のとおりとなります。

暫定措置内容

- 適用基準(単価)・該当する単価の記載箇所

適用基準(単価) 土木工事設計単価表(令和4年10月1日)
該当する単価の記載箇所 第1編 実施単価表 第2章 貨物運賃、賃料及び損料等 第4節 建設機械の損耗費及び補修費 タイヤ損耗費

- 水道設計積算システムにおいて、上記の該当する単価を適用します。
- 施工パッケージ型積算方式の代表機材規格の地区単価において適用する場合は、「土木工事設計単価表(令和4年4月1日)」の令和4年9月1日臨時改訂時の単価を適用します。
- 本暫定措置の対応は、「国土交通省 土木工事標準積算基準書 令和4年度版」の歩掛適用(令和4年11月下旬の予定)の前までとします。

注意事項

- 「さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表(令和4年10月31日現在)」における「注意事項2」に加えての暫定措置となります。

【参考】さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表

ホームページ掲載箇所

さいたま市トップページ > 暮らし・手続き > 上下水道・ごみ > 上水道 > 事業者の皆さまへ > 建設工事関連 > さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表について